鹿児島県公報

令和4年4月5日(火)第300号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○指定希少野生動植物の指定(※)
- ○保安林の指定の解除予定の通知(2件)
- ○肥料の登録の有効期間の更新
- ○肥料の登録の失効
- ○県営土地改良事業の工事の完了
- ○地籍調査の成果の認証
- ○公共測量の終了
- ○急傾斜地崩壊危険区域の指定
- ○土砂災害警戒区域の指定
- ○土砂災害特別警戒区域の指定
- ○都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

. 告

○開発行為に関する工事の完了公告

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(自然保護課取扱い) 1

(森づくり推進課取扱い) 1

(経営技術課取扱い) 2

(経営技術課取扱い) 2

(農地整備課取扱い) 2

(農地保全課取扱い) 3

(監理課取扱い) 3

(砂防課取扱い) 3

(砂防課取扱い) 3

(砂防課取扱い) 4

(都市計画課取扱い) 4

(大隅地域振興局取扱い) 4

(建築課取扱い) 4

(生活安全企画課取扱い) 5

告示

鹿児島県告示第351号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例(平成15年鹿児島県条例第11号)第9条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物を指定する。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

	分	類	種 名(和名)	種 名(学 名)	科 名
	植	物	ヒメウラジロ	Cheilanthes argentea	イノモトソウ
					科
ſ	植	物	キバナノセッコク	Dendrobium catenatum	ラン科

鹿児島県告示第352号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所 薩摩郡さつま町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第353号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

姶良郡湧水町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第354号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番	更新後の	肥料の種	肥料の名				生 産	業者	
日 野 番 日 号	登録の有	加料の種	ルドの名 称	保証成分量(%)	その他の規格	氏名又は	住 所	
7	効期限	独	1 71\(\frac{1}{2}\)				名称	1生)丌	
鹿児島	令和7年	副産動植	フィッシ	窒素全量 6	5.0	含有を許される有	山川水産	指宿市山	
県肥第	4月22日	物質肥料	ュソリュ			害成分の最大量及	加工業協	川新栄町	
1247号			ブル			びその他の制限事	同組合	9番地	
						項は公定規格のと			
						おり			

鹿児島県告示第355号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第14条の規定により,次の肥料の登録は,失効した。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番	肥料の種	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の	生産	業者	失効年月
号	類	肥料の名称	休祉队万里(%)	規格	氏名又は名称	住 所	日
鹿児島	魚かす粉	6-6魚粕	室素全量 6.0	該当なし	株式会社厚石	枕崎市桜山	令和4年
県肥第	末		りん酸全量 6.0		園	東町974番地	3月29日
1323号							

鹿児島県告示第356号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策(農業用用排水施設整備)岩松地区の工事は、令和3年12月9日に完了した。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第357号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により,次のとおり国土調査(地籍調査)の成果を認証した。

令和4年4月5日

鹿児	島県知事	塩田康一
	四水叶干	Уm. III //К

調査を行っ た者の名称	調査を行った期間	成果の名 称	調査を行った地域	認証年月日
大和村	平成27年4月17日から	地籍図及	大和村大字大和濱の一部	令和4年
	令和3年12月6日まで	び地籍簿		3月25日

鹿児島県告示第358号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、 曽於市長から令和3年11月26日鹿児島県告示第1090号で告示した公共測量の実施は、令和4年 3月18日終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第359号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は, 鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて 縦覧に供する。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の	名 称	X	域
西迫	地 区	次に掲げる標柱の29号と	と30号を直線で結んだ線,同標柱の29号と35
		号を直線で結んだ線、同標	票柱の30号と36号を直線で結んだ線及び同標
		柱の35号と36号を直線で約	吉んだ線により囲まれた土地の区域
		標柱	標柱の所在地
		29号	平成25年12月6日鹿児島県告示第1223号
			(急傾斜地崩壊危険区域の指定) で指定し
			た急傾斜地崩壊危険区域のうち西迫地区の
			区域(以下この項において「既指定区域」
			という。)の標柱の29号
		30号	既指定区域の標柱の30号
		35号	曽於郡大崎町假宿字西迫1552番1
		36号	曽於郡大崎町假宿字西迫1554番2

鹿児島県告示第360号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生														
原因となる自然	市町村名		土	砂	災	害	警	戒	区	域	\mathcal{O}	名	称	
現象の種類														
土石流	十島村	土	• 中 ^元	と島 6	5 及て	ド土・	中之	島 7						

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河 川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については, 次の図のとおりとする。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生															
原因となる自然	市町村名	_	上 砂	災	害	特	別	警	戒	区	域	\mathcal{O}	名	称	
現象の種類															
土石流	十島村	土・□	中之島	計6及	こびコ	<u> </u>	中之	島 7							

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河 川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第362号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により奄美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 名瀬都市計画土地区画整理事業
 - (2) 名称 平田土地区画整理事業
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

大隅地域振興局告示第12号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年4月5日

大隅地域振興局長 清藤修

			// 37 4 113/34/12			
事業	業 所		44 分 左 口	障害児通		
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	所支援の 種類
メイプルファミ	鹿屋市西大手町	一般社団法人メ	鹿屋市西大手町	有留 道雄	令和4年	放課後等
リア	8番11号301号	イプル学園	11番17号		3月1日	デイサー
	室					ビス

公告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1 工区)

西之表市現和字アラマキ田9217番, 9218番, 9219番, 9220番1, 9220番2, 9221番, 9224番1, 9225番, 9226番, 9227番, 9228番の一部, 9230番1, 9230番2, 9230番3, 9230番4, 9230番5, 9230番6, 9231番, 9232番, 9233番, 9235番, 9236番, 9237番2, 9238

番, 9238番2, 9239番, 9240番, 9241番, 9242番, 9243番, 9244番, 9245番, 9245番2, 9246番2,9247番2,9248番,9249番の一部,9249番2,9250番の一部,9250番2,9251番, 9251番2,9252番2の一部,9252番3,9253番,9254番,9237番地先里道及び9221番地先水 路の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名 東京都渋谷区東三丁目14番16号KHOビル5階 株式会社ゼウスプランニング 代表取締役 山中政幸

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項 の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60年国家公安委員会規則第4号) 第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している と認めた。

令和4年4月5日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

	2071 E 71 E	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	7111070
遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P AアニマルマンションG O	豊丸産業株式会社	1P1737
ぱちんこ遊技機	P A コマコマ倶楽部with坂本	豊丸産業株式会社	110094
	冬美V1		
ぱちんこ遊技機	Pスーパー海物語IN沖縄5YT	株式会社三洋物産	1P1703
	C		
ぱちんこ遊技機	P真バジリスクMQ	株式会社メーシー	1P1940
ぱちんこ遊技機	Pはぐれ刑事純情派L6-XY	株式会社ニューギン	1P1741
ぱちんこ遊技機	P中森明菜・歌姫伝説4KH-J	株式会社ディ・ライト	0P1716
	F		
回胴式遊技機	S 2 0 2 7 D B	株式会社ジェイピーエ	1S1836
		ス	